

# 議 案 参 考 資 料

令和3年12月 定例会

## (目 次)

○大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第93号議案関係）	( 1 )
○大村市職員定数条例（新旧対照表）（附則第2項関係）（第93号議案関係）	( 4 )
○大村市モーターボート競走事業に従事する従事員の給与の種類及び基準に関する条例（新旧対照表）（第94号議案関係）	( 5 )
○大村市国民健康保険条例の改正概要（第95号議案関係）	( 6 )
○大村市国民健康保険条例（新旧対照表）（第95号議案関係）	( 7 )
○大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正概要（第96号議案関係）	( 2 1 )
○大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第96号議案関係）	( 2 2 )
○大村市工場設置奨励条例（新旧対照表）（第97号議案関係）	( 2 8 )
○大村市裏見の滝自然花苑条例（新旧対照表）（第98号議案関係）	( 2 9 )
○工事施行に関する基本協定の変更について（第99号議案関係）	( 3 0 )
○工事施行に関する基本協定の変更について（第100号議案関係）	( 3 1 )
○工事請負契約の変更について（報告第12号関係）	( 3 2 )
○市道上の自動車破損事故について（報告第13号関係）	( 3 3 )

大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(ボートレース事業の設置)</p> <p>第1条 モーターボート競走法（昭和26年法律第242号。以下「競走法」という。）の規定に基づく公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、本市の社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興その他市民の福祉の増進を図るための施策を行うに必要な経費の財源を確保し、もって本市財政の健全化を図るため、モーターボート競走事業（以下「ボートレース事業」という。）を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 ボートレース事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公益の増進に資するように運営されなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(企業法の適用)</p> <p>第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「企業法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、ボートレース事業に企業法の規定の全部を適用する。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 企業法第14条の規定に基づき、モーターボート競走事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、ボートレース企業局を置く。</p> <p>2 管理者は、ボートレース企業局長とする。</p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第9条 企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならないボートレース事業の用に供する資産の取得及び処分は、予</p>	<p>(競艇事業の設置)</p> <p>第1条 モーターボート競走法（昭和26年法律第242号。以下「競走法」という。）の規定に基づく公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、本市の社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他市民の福祉の増進を図るための施策を行うに必要な経費の財源を確保し、もって本市財政の健全化を図るため、モーターボート競走事業（以下「競艇事業」という。）を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 競艇事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公益の増進に資するように運営されなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(企業法の適用)</p> <p>第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「企業法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、競艇事業に企業法の規定の全部を適用する。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 企業法第14条の規定に基づき、モーターボート競走事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、競艇企業局を置く。</p> <p>2 管理者は、競艇企業局長とする。</p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第9条 企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない競艇事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格</p>

改正後	改正前
<p>定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が20,000,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）  第10条 企業法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により<b>ボートレース事業</b>に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p> <p>（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）  第11条 <b>ボートレース事業</b>の業務に関し企業法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次のとおりとする。  (1)～(3) 略</p> <p>（業務状況説明書類の提出）  第12条 管理者は、<b>ボートレース事業</b>に関し、企業法第40条の2第1項第2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が20,000,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）  第10条 企業法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により<b>競艇事業</b>に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p> <p>（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）  第11条 <b>競艇事業</b>の業務に関し企業法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次のとおりとする。  (1)～(3) 略</p> <p>（業務状況説明書類の提出）  第12条 管理者は、<b>競艇事業</b>に関し、企業法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

<p>改正後</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、ボートレース事業の経理状況を明らかにするために管理者が必要と認める事項</p> <p>3 略</p>	<p>改正前</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、競艇事業の経理状況を明らかにするために管理者が必要と認める事項</p> <p>3 略</p>
---	---

大村市職員定数条例（新旧対照表）（附則第2項関係）

改正後	改正前
<p>(職員の定数) 第2条 略 (1)・(2) 略 (3) ボートレース企業局の職員 32人 (4)～(9) 略</p>	<p>(職員の定数) 第2条 略 (1)・(2) 略 (3) 競艇企業局の職員 32人 (4)～(9) 略</p>

大村市モーターボート競走事業に従事する従事員の給与の種類及び基準に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(年末年始手当) 第7条 年末年始手当は、12月29日から翌年の1月3日までの間に勤務を命ぜられた従事員に対して、その勤務した日について支給する。</p>	<p>(年末年始手当) 第7条 年末年始手当は、12月29日から翌年の1月3日までの間(モーターボート競走を開催する日に限る。)に勤務を命ぜられた従事員に対して、その勤務した日について支給する。</p>

## 大村市国民健康保険条例の改正概要（第95号議案関係）

### 1 出産育児一時金の見直し（施行日：令和4年1月1日）

産科医療補償制度（※1）が見直されたことにより、出産育児一時金（※2）のうち、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に支給する加算額の上限額を引き下げるとともに、少子化対策として現行の総支給額を維持するため、健康保険法施行令が改正されたことに伴い、基本額についても次のとおり改正する。

出産育児一時金	【改正前】	【改正後】
基本額	40.4万円	40.8万円
産科医療補償制度掛金加算額の 上限額	1.6万円	1.2万円
総支給額	42万円	

※1 産科医療補償制度 分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どもとその家族の経済的負担を補償するとともに、重度脳性まひの原因分析を行い、同様の事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、分娩に係る医療事故の紛争の早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とする制度

※2 出産育児一時金 保険給付として国民健康保険の被保険者又はその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するために支給される一時金

### 2 未就学児の均等割額の見直し（施行日：令和4年4月1日）

地方税法等の改正に伴い、子育て世帯における経済的負担の軽減を図るため、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の5割を軽減する。

世帯区分	未就学児に対する 軽減割合	軽減割合の合計
軽減なし世帯	5割	5割軽減
2割軽減世帯	4割	6割軽減
5割軽減世帯	2.5割	7.5割軽減
7割軽減世帯	1.5割	8.5割軽減(※)

(※) 7割軽減世帯の未就学児の場合、残りの3割の半分が軽減され、合計で8.5割（7割+1.5割）の軽減となる。

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<b>408,000円</b>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<b>12,000円</b>を超えない範囲内において規則で定める額を加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る<b>基礎課税額</b>の所得割額)</p> <p>第12条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る<b>基礎課税額</b>の税率等)</p> <p>第13条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第13条の2 第11条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の税率を乗じて算定する。</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<b>404,000円</b>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<b>16,000円</b>を超えない範囲内において規則で定める額を加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第12条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る税率等)</p> <p>第13条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第13条の2 第11条第3項の所得割額は、<b>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の税率を乗じて算定する。</b></p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する</p>

改正後	改正前
<p>保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者）にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者）にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除</p>	<p>保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者）にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者）にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の</p>

改正後	改正前
<p>く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<b>基礎課税額</b>の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る<b>基礎課税額</b>の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ウ〜カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<b>基礎課税額</b>の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る<b>基礎課税額</b>の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>ウ〜カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所</p>	<p>合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ウ〜カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>ウ〜カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額</p>

改正後	<p>得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,450</p>
改正前	<p>の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>ウ～カ 略</p>

改正後	改正前
<p>円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,750円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,200円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,500円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,470円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,450円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,920円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,900円</p> <p>(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)  第25条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条及び前条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第17条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和4</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)  第25条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条及び前条の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第17条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法</p>

改正後	改正前
<p>0 年法律第 3 3 号) 第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。) ) と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、<b>前条第 1 項第 1 号中「総所得金額及びび」</b>とあるのは「総所得金額(第 1 7 条第 9 項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。) <b>及びび</b>」と、附則第 6 項中「所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)」とあるのは「所得税法」とする。</p>	<p>律第 3 3 号) 第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。) ) と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、<b>前条第 1 号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(第 1 7 条第 9 項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。) ) と、附則第 6 項中「所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)」とあるのは「所得税法」とする。</b></p>
<p>附 則 1 ～ 5 略</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 6 5 歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における<b>第 2 5 条第 1 項</b>の規定の適用については、同条第 1 号中「<b>法第 7 0 3 条の 5 第 1 項</b>」に規定する<b>総所得金額及び山林所得金額</b>とあるのは「<b>法第 7 0 3 条の 5 第 1 項</b>」に規定する<b>総所得金額(昭和 4 0 年法律第 3 3 号) 第 3 5 条第 3 号)</b> 第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 1 5 0, 0 0 0 円を控除した金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。) 及び山林</p>	<p>附 則 1 ～ 5 略</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 6 5 歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における<b>第 2 5 条</b>の規定の適用については、同条第 1 号中「<b>法第 7 0 3 条の 5</b>」に規定する<b>総所得金額及び山林所得金額</b>とあるのは「<b>法第 7 0 3 条の 5 第 1 項</b>」に規定する<b>総所得金額(昭和 4 0 年法律第 3 3 号) 第 3 5 条第 3 号)</b> 第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 1 5 0, 0 0 0 円を控除した金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。) 及び山林</p>

改正後	改正前
<p>いて同じ。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び<b>第25条第1項</b>の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項の金額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<b>第25条第1項</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び<b>第25条第1項</b>の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、</p>	<p>所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び<b>第25条</b>の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<b>第25条</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び<b>第25条</b>の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条</p>

改正後	改正前
<p>第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<b>第25条第1項</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>9 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び<b>第25条第1項</b>の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<b>第25条</b>第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第</p>	<p>の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<b>第25条</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>9 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び<b>第25条</b>の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<b>第25条</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第</p>

改正後	改正前
<p>びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第12条、第3条の2、第13条の4及び<b>第25条第1項</b>の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<b>第25条第1項</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>12・13 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び<b>第25条第1項</b>の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2</p>	<p>35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第12条、第3条の2、第13条の4及び<b>第25条</b>の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<b>第25条</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>12・13 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び<b>第25条</b>の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2</p>

改正後	改正前
<p>2 第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>16 略</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第1</p>	<p>項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>16 略</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第1</p>

改正後	改正前
<p>44号) 第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4、第24条の2及び第25条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項)において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第25条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4、第24条の2及び第25条第1項</p>	<p>44号) 第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4、第24条の2及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項)において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第25条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4、第24条の2及び第25条の規定</p>

改正後	改正前
<p>の規定の適用については、第12条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第25条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る保険税の課税の特例）</p> <p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の</p>	<p>の適用については、第12条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第25条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第25条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る保険税の課税の特例）</p> <p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計</p>

改正後	改正前
<p>合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<b>第25条第1項</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び<b>第25条第1項</b>の規定の適用については、第12条第1項第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2第2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2第12項に規定す</p>	<p>額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<b>第25条</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び<b>第25条</b>の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2第12第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2第12第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2第12第12項に規定す</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>する条約適用配当等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>21～27 略</p>	<p>る条約適用配当等の額」と、第25条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>21～27 略</p>

# 大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正概要（第96号議案関係）

## 1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、特定教育・保育施設等における諸記録について電磁的記録による作成等を認めるため、以下のとおり改正するものである。

## 2 改正の内容

### (1) 電磁的記録等に関すること（第53条関係）

子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うもの及び保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する。

- ・ 事業者等の業務負担軽減を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定
- ・ 保護者の利便性向上や事業者等の業務負担軽減を図る観点から、利用者等への説明、同意等について、電磁的方法によることができる旨を規定

### (2) その他所要の条文整理

## 3 施行日

公布の日

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 雑則（第53条・第54条）</p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 雑則（第53条）</p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項</p>

改正後	改正前
	<p>を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合）は、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を指示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>

<p>改正後</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならぬ。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～9 略</p> <p>(電磁的記録等)</p>	<p>改正前</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならぬ。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～9 略</p>
---	---

改正後	改正前
<p>第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等）の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気</p>	

改正後	改正前
<p>通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合）は、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教</p>	

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「の交付又は提出」とあり、及び「に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）とあるのは「による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「を交付し、又は提出した」とあるのは「による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</p>	<p>(委任) 第54条 略</p>
<p>(委任) 第53条 略</p>	<p>(委任) 第53条 略</p>

大村市工場設置奨励条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第4条の規定による指定を受けた者については、なお、その効力を有する。</p> <p>3・4 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第4条の規定による指定を受けた者については、なお、その効力を有する。</p> <p>3・4 略</p>

大村市裏見の滝自然花苑条例（新旧対照表）

<p>改正後</p> <p>(入場料)</p> <p>第3条 3月から5月までの期間（当該期間において、毎年市長が定めて告示する期間に限る。）に自然花苑に入場しようとする者（小学校就学前の者を除く。）は、入場料を入場の際に納入しなければならぬ。</p> <p>2 略</p>	<p>改正前</p> <p>(入場料)</p> <p>第3条 4月から5月までの期間（当該期間において、毎年市長が定めて告示する期間に限る。）に自然花苑に入場しようとする者（小学校就学前の者を除く。）は、入場料を入場の際に納入しなければならぬ。</p> <p>2 略</p>
---	---

工事施行に関する基本協定の変更について（第99号議案関係）

- 1 工 事 名 大村線松原・竹松駅間車両基地（仮称）新駅設置工事
- 2 協定の相手方 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号  
九州旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 青柳 俊彦
- 3 主な変更理由 (1) 乗降場上家新設等の工事について、現地の造成工事が完了したことなど当初の想定よりも施工環境が良好だったことにより、費用を減額する。  
(2) 乗降場新設工事における支障物撤去等、ホーム新設工事に伴う軌道の改修区域の延長及び踏切軌道内における土留擁壁の設置の必要が生じたことにより、費用を増額する。  
(3) 新幹線の開業時期が明確になったため、竣工期限を延長する。

4 経 過

	協定金額	変更金額	工期
当初 (令和元年7月2日議決)	<u>184,095,000円</u>	—	令和元年7月2日から <u>令和4年3月31日まで</u>
	↓		↓
今回変更協定	<u>156,272,000円</u>	△27,823,000円	令和元年7月2日から <u>令和5年3月31日まで</u>

工事施行に関する基本協定の変更について（第100号議案関係）

- 1 工 事 名 大村線竹松・諏訪駅間新大村（仮称）新駅他新設工事
- 2 協定の相手方 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号  
九州旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 青柳 俊彦
- 3 主な変更理由 (1) 工事桁架設撤去等の工事について、現地において区画整理事業に伴う移転により建物等がなくなったことなど当初の想定よりも施工環境が良好だったこと及び自由通路について相手方の施工範囲が縮小されたことにより、費用を減額する。  
(2) 軌道工事について、現地調査の結果、既存のレールの分割及び交換の必要が生じたことにより、費用を増額する。  
(3) 新幹線の開業時期が明確になったため、竣工期限を延長する。

4 経 過

	協定金額	変更金額	工期
当初 (令和2年6月12日議決)	<u>769,454,000 円</u>	—	令和2年6月12日から 令和4年9月30日まで
今回変更協定	<u>601,351,000 円</u>	△168,103,000 円	令和2年6月12日から 令和5年3月31日まで

工事請負契約の変更について（報告第12号関係）

- 1 工 事 名 環境センター火災事故に伴う2号炉及び3号炉復旧工事
- 2 契約の相手方 鹿児島県薩摩川内市向田本町14番10号  
三機化工建設株式会社 九州営業所  
所長 橋口 嘉裕
- 3 変 更 理 由 (1) 焼却炉室及びごみピットの照明器具について、照度を明るくするための交換工事を行うこととした。【2・3号炉】  
(2) 焼却炉内に使用している耐火物について、想定以上の劣化が確認されたことから、補修箇所を追加することとした。【3号炉】  
(3) ごみクレーンの中央操作室の操作盤に係る配線、配管等の復旧工事を行うこととした。【共通設備】  
(4) 電気信号の変換器について、動作不良が確認されたことから、交換を行うこととした。【2号炉】  
(5) 火災の再発防止策として焼却炉室内の常時監視を行うため、監視カメラ、監視モニター及び記録装置を設置することとした。【共通設備】  
(6) 消火栓ポンプについて、制御盤の動作不良が確認されたことから、交換を行うこととした。【建築附帯設備】  
(7) 油圧シリンダーの中間ロッドについて、摩耗による損傷が生じていたことから、交換を行うこととした。【2号炉】  
(8) 空気予熱器の交換について、部品の納期遅延により、工期内での施工が困難となったことから、補修により対応することとした。【2号炉】

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和3年6月25日議決)	473,000,000円	—	令和3年6月28日から 令和4年3月31日まで
今回変更契約	482,651,400円	9,651,400円	同上

## 市道上の自動車破損事故について（報告第13号関係）

### 1 経緯

令和3年9月19日午前11時45分頃、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の普通自動車が生道高縄手伏原線を走行中、右後輪でグレーチング蓋を跳ね上げ、車体底部のガソリタンクを破損した。

### 2 事故の原因及び処理

事故の原因は、車の往来、経年劣化等により変形したグレーチング蓋の発見が遅れ、交換等の安全対策を講じていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

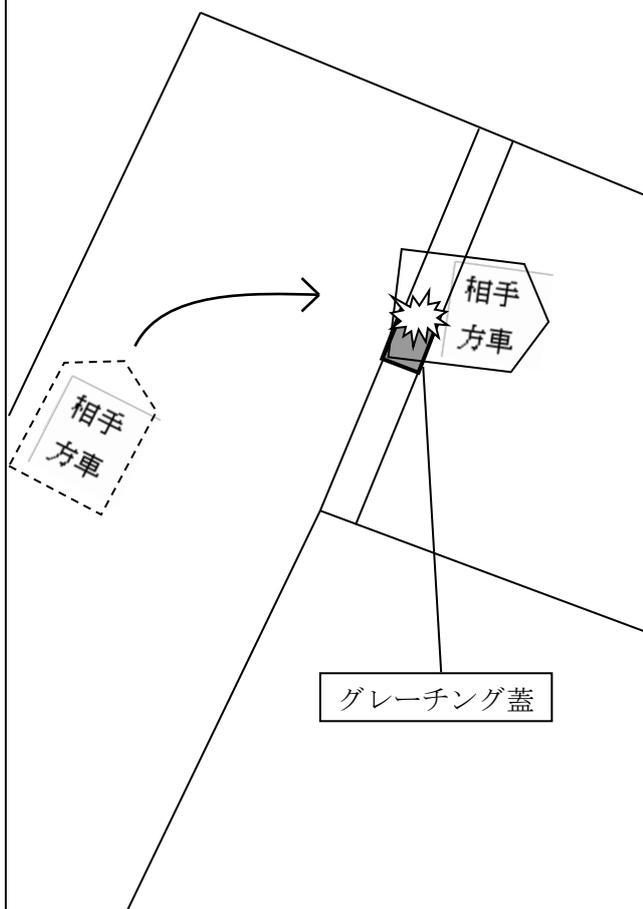
なお、現場のグレーチング蓋は、ボルト固定式のものに取り替えた。

### 3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費等の全額90,027円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図1 (平面図)



詳細図2 (前面図)

